

(配布資料)

「教育権」論による職業教育訓練忌避観の生成

— 堀尾輝久の「教育権」論を中心に —

田 中 萬 年

はじめに

わが国で職業教育が十分に評価されていないことに関して、本田由紀は高等学校普通学科改革論を「普通科という枠の中で高校生を明確に序列付け、しばしば専門学科をその下に位置付けて捉える視線が色濃い」(2019年5月19日ツイッター)と批判している。このようなわが国の職業教育訓練が差別され、低迷しているとの指摘は少なくない⁽¹⁾。

職業教育は職業訓練が重視されない社会で尊重されるわけではなく、そしてその逆も真なり、と言える。最初のILOの勧告やユネスコの勧告は学校での技術教育や職業教育は職業訓練のために行うと定義した⁽²⁾。また、「教育基本法」“改正”時に文部省がフランスにもあるとした“Loi d'orientation sur l' éducation”は、“éducation”「への権利は…社会生活および職業生活に参加し、市民としての権利の行使を可能にする…ため」としている⁽³⁾。わが国「教育基本法」の「教育は…職業…を重視し、勤労を重んじる」とは異なると言える。

なお、イギリスの庶民の学校は「徒弟法」、「救貧法」下のワークハウススクール、「工場法」を経てわが国の「学制」制定11年前の1861年に成立している⁽⁴⁾。イギリスの学校はわが国とは反対の発展をしている。つまり、イギリスの学校は若者の“働く過程での学習”を整備したと言え、“education”と「教育」との概念の相違が表れている⁽⁵⁾。わが国の職業教育訓練低迷の背景にはこのような“education”の概念を誤解していることも関連している。

ちなみに、1852年版の“WEBSTER”の“education”は既に“develop”で説明した定義になっていた。そして、1856年版では「能力」として職業に関連する概念を含めていた。おそらく、このことを知っていた福沢諭吉は「教育は甚だ穏当ならず。発育と称すべきなり。」と主張した⁽⁶⁾ものと思われる。

わが国でも、福沢は『学問のすゝめ』を初めとして各種の論考で実学の振興を強調したが、明治初期の財政事情から職業教育の整備は遅れた。むしろ、「立身」のための進学に有利な普通教育が主流となり、職業教育は軍備拡張の戦時期に推進された。このことがまた戦後に批判され普通教育・教養主義信奉に偏向したと言える⁽⁷⁾。

そのような職業教育の不振の観念について、本田は「見失われてきた『教育の職業的意義』にて、教育学の内部における職業忌避観もあり、教育と労働の関係性が時の政策において利用されてきたことへの反発があったこと等を背景に、進学率の向上と高度経済成長による企業の労働力の確保の意図への批判にある、としている⁽⁸⁾。本田の指摘に異論はないが、より根源的な課題があると考えられる。

発表者は職業教育が忌避される現行の法体系がどのように形成されているかについて整理した⁽⁹⁾。しかし、職業教育

訓練を忌避する法体系が生じる根源的な観念が何に因るのかについての考察までには及んでいない。

そこで、本発表ではわが国の職業教育訓練への忌避観が「世界人権宣言」(1948年)の“the right to education”とは異なるわが国独特の「教育を受ける権利」の体系化によって生成されたことを解明する。

ところで、わが国の「教育権」論を体系化した第一人者である堀尾輝久はヨーロッパの人権思想から「教育を受ける権利」論が発達し、わが国でも規定されたとの論理を立てている⁽¹⁰⁾。そして、堀尾は「教育を受ける権利」が最初に現れたのは1936年のソビエト憲法としているが、それより早く片山潜等が1898年に、幸徳秋水も1904年に、さらに下中彌三郎も1920年に主張している(以下、片山等の戦前の「教育を受ける権利」論を「教受権」と略す)。

批判できない「教育勅語」(1890年)下において片山等が日本的「教受権」の主張と同時に人間育成の原点である徒弟制度を批判したため、両者は一体となり、職業教育訓練を忌避する観念が創生されたと考える。

また、堀尾が体系化した「教育権」論は労働・職業問題を疎外することになる。戦前の「教受権」と「日本国憲法」の「教育を受ける権利」が教育論的に継続していることを看過し、わが国特有の労働・職業問題を忌避する「教育権」論を“理論化”したと言える。「教育権」論は「世界人権宣言」が労働権に職業訓練を包含し⁽¹¹⁾、“education”権よりも前に位置づけ労働権を重視していることを無視しているため職業教育訓練忌避観と表裏になって生成されたのである。

今日、何故に堀尾論を批判する必要があるかと言えば、「教育を受ける権利」論が教育界だけでなくわが国社会の前提になっており、その代表的な堀尾の「教育権」論への本格的批判がないためである。これではわが国の教育論は「世界人権宣言」の思想と構造を無視した、国際的潮流から離れた孤島の論に終わろう。何よりも、それは勝手読みで構成されているという問題がある。このままでは職業教育訓練を尊重する教育の改革は極めて困難であると考えられる⁽¹²⁻¹⁴⁾からである。

ただ、注目しておかねばならない論として、大田堯が近年「educationに…『教育』…をあてたことは…『誤訳』だったとも云えよう」としている⁽¹⁵⁾ことがある。この大田の反芻はこれまでの教育学の根底が覆される意味があり極めて重要である。大田の論を基盤として教育論を再考すべきである。

1. 「教受権」論と職業教育訓練忌避観の創生

片山潜は「工場法」の制定過程で、「何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す…、去れば教育は一個の国家事業として…国民を教育するの義務あるなり」と主張した⁽¹⁶⁾。

この主張は、「教育勅語」によって臣民は天皇のために教育を受ける義務が容認させられていたことに対する反論でもあった⁽¹⁷⁾。問題は、同時に「徒弟は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を経て…職工となる」と批判⁽¹⁸⁾したことであった。

これらのことによって、「教受権」論と徒弟制度批判が一体となって労働界をはじめとして一般社会に認識され、そのまま戦後に伝承されたと考えられる。

幸徳伝次郎（後の秋水）は「吾々は亦社会の一人として一人前の教育を受くるの権利がある」と提起した⁽¹⁹⁾。この「教受権」論は教育界に衝撃を与え知られたことと推測される。

下中弥三郎は「教育を受くることは、社会成員の義務ではなくて権利である」と提起した⁽²⁰⁾。本論が掲載された雑誌は教員組合の『啓明』であり、また、組合出版の『教育再造』にも再掲され、「教受権」論はより広く普及したと思われる。

教育を受けることは天皇の臣民となるための義務だったが、「教受権」はそれを「社会の一人として」の、「社会成員」としての権利と主張した事に意味があったのである。

わが国特有の職業教育訓練の忌避観が、「教育勅語」が喚起され、また労働権が圧殺される下で片山等が「教育を受ける権利」を徒弟制度批判と同時に主張したことにより欧米の"the right to education"とは異なる「教受権」が主張され、民主的観念と思われそのまま戦後にも引き継がれ今日まで疑われていないと言える。

この「教受権」は「教育」を前提とすることにより生じることが分かる。「教育する」は他動詞であるため、客体は「受ける」ことになる。臣民に権利が無かった時代、受けるのは義務であった。この意図を臣民に容認させたのが「教育勅語」であった。片山等はそれに対抗して「教育を受ける権利」と主張し、日本語として奇妙な慣用句が生まれたのである。

しかし、片山等は「教受権」と徒弟制の意義をアウフヘーベン出来ず、むしろ職業教育訓練の忌避観が創生されることになった。このようなわが国の経緯に対し、"education"は近代化の過程で「能力開発」の対象に職業概念を包含した。

2. 「日本国憲法」と「教育を受ける権利」論

「日本国憲法」の公布は1946年11月3日であった。しかし、「教育勅語」の失効確認決議は1948年6月19日である。つまり、憲法の「教育を受ける権利」は戦前と同じ教育観⁽²¹⁾で議論されることになるという問題があった。

初期に発表された憲法改正案では教育に関連する規定を全ての草案が入れていたわけではない⁽²²⁾。少なくとも草案の起草者は、戦前と同様に教育は政府の専決事項と考えていた。

いち早く日本共産党は「教育される権利」を規定した「新憲法案骨子」を発表した（1945年11月11日）。

続いて高野岩三郎を座長とする憲法研究会が「教育ノ自由ト保護」を規定した「第一案」を発表した（11月21日）。岩三郎は片山と共に運動していた高野房太郎の弟である。

佐々木惣一は天皇に『「教育ノ自由ヲ保障」…ヲ新ニ定ム」べきと「帝国憲法改正ノ必要」を奉答した（11月24日）。

高野岩三郎は個人でも「教育ヲ受クルノ権利」を規定した「改正憲法私案要綱」を発表した（11月23日）。

政府案作成の責任者である松本丞治の「憲法改正私案」（1946年1月4日）は教育を忌避していた。政府案は明治憲法の改正に速く、マッカーサー草案提出の要因となった。

革新的な研究者等が戦前の「教受権」を民主的観念としてそのまま草案に盛り込んだことが推測される。

憲法研究会は「第三案」を発表した（12月11日）。これは鈴木安蔵が起草した最終案の「憲法草案要綱」となった（12月26日）。GHQは「憲法草案要綱」を日本人の起草した憲法改正案の中で唯一参考にした。

「憲法草案要綱」は「戦争」の文字を忌避していたため「平和憲法案」と賞賛されているが、同時に「教育」を忌避していた。「教育」が忌避されていたことは学界で指摘されていないが、政府の専決ではなくてどのようにして国民の子弟を育成するの懸念が生じる。このことは、「第三案」で23ヶ条の「国民権利義務」の中の16～20条にわたり規定した労働権を重視することにより保障されていた。

それは第19条に「健康及労働能力ヲ維持…スルタメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」としたことである。すなわち、労働権の保障のためには基本的学習が保障されなければならないからである。このような論理は全く議論されなかった。

マッカーサー草案（1946年2月13日）に"Free, universal and compulsory education shall be established."が規定されると、これとは反対の意となる「教育を受ける権利」を政府は憲法改正案（3月2日）に盛り込んだ。「教育を受ける権利」は為政者が行う教育策に矛盾しないと考えたのであろう。政府案の審議が国会で始まるが、「教育勅語」が生きている教育観の下、福沢の「発育」論を忘却しての議論となった。

国会審議では教育の議論は低調であり、「君民一体の民主主義体制の確立、国体の護持」を主張して当選した保守的な日本自由党の廿日出鷹が『「教育を受ける権利」…は民主的な一切を盛ってある、是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思ひます』と述べ（衆議院7月30日小委員会）、草案に「教育」を規定していなかった自由党の意見をリードした。

例外は佐々木惣一（無所属倶楽部：京都帝国大学教授）の「教育を受けると云うことが権利の内容になるのか」との疑問（貴族院9月19日特別委員会）である。しかし、政府は疑問に答えず、改正案のまま規定された。

当時、国体の存続が最大の関心事であり、国民の権利の議論は極めて低調であった。佐々木の疑問に答えずに「教育を受ける権利」が憲法に規定され、施行後も批判的検討がなされなかったことが今日の課題の本質になっている。

片山等の「教受権」論を戦後の革新的な論者は民主的であるはずと信じて応用したと推測される。「教育を受ける権利」が「日本国憲法」に規定されると国民に疑う余地はなかった。

また、職業訓練を教育として考える習慣はわが国にはなく、労働組合の職業訓練に対する意識は一貫して批判的だった。このことは、労働権と教育権との関係を逆に捉える事になる。例えば国鉄労働組合の「国鉄の企業内教育に関する解明につ

いて(1972年5月)の申入書は「教育権」を労働権の保障により要求しており、「世界人権宣言」の論理とは逆であることは明かである。当時の労働運動をリードした国労の「教育権」論は労働界に広まったであろう。労働問題が発展しないこのような背景には「日本国憲法」への「勤労」の温存と関わっている⁽²³⁾と言える。

「教育権」論として職業訓練を位置づけるのであれば、職業訓練が人間的発達・成長に果たす役割を位置づけるべきであるがそれはなされなかった。労働組合が労働権として職業訓練の受講権を主張しなかったことは徒弟制度批判の慣習を払拭できず、しかし教育への信奉が浸透していたことを示している。むしろ、高校全入運動が展開された。高校では進学に有利な普通高校のみが隆盛した。

しかし、職業教育訓練が不要なはずはなく、そのため、産業界から職業教育や職業訓練への要望が出される。それは、企業の為の人材養成だとして教育学からは忌避され、その中で「教育権」論が確立することになった。

3. 堀尾輝久の「教育権」論による職業教育訓練忌避観の生成

堀尾が主張している「教育権」論⁽²⁴⁻²⁵⁾について、氏の名著と思われる『現代教育の思想と構造』を中心に特に重要な点を以下に列挙してみる。

3-1 「教育権」論研究の視座と問題

堀尾は「序」で次のように研究の立場を述べている。

また、注意して避けたつものの各国の史実の強引な切り取りや、思想家や政治家の発言の部分的引用が、筆者の恣意的操作として批判されるかもしれない。ただそれが、実証も論理も、現実の課題への寄与もと、「盲目」でも「空疎」にでもない研究を欲張った筆者の実験的試みであり、それが今後の研究の完成のために、大胆には過ぎて、許容されうる必要な操作であったことを願うのみである。(vi頁・《vi頁》)

言わずもがなことであるが研究は真実の追究である。古代史の推理でもあるまいし、近現代の文献研究に「実験的試み」や「許容されうる必要な操作」が許されるはずが無い。実験では終わらないが、以下に紹介する堀尾の論点は「研究の完成」になるどころか、歴史と真実の冒涇とも言える。

堀尾の過ちは、「教育」と奇妙な日本語である「教育を受ける権利」を是認したことから始まった。そのため、片山等が主張した「教受権」論に気づけなかった⁽²⁶⁾。そして、福沢の「発育」論を看過したため、「教育」と"education"の概念が異なることに気づけなかった。

更に、「平和憲法案」と評価された鈴木安蔵起草の「憲法草案要綱」が「教育」を忌避した意味を考察せず、マッカーサー草案には「教育を受ける権利」の規定が無かったこと、「日本国憲法」の審議過程での佐々木惣一の「教育を受ける

ことは権利になるのか」との疑問を無視した。そして、堀尾は保守的議員の「是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思います」との主張を補強・展開したことになる。

このようなことではヨーロッパ人権思想の"the right to education"と「教育を受ける権利」が同じとして調べても論理的に整合性が取れず、そのため「実験的試み」とする「恣意的操作」を行わざるを得なかったと言える。

堀尾はわが国の幾多の歴史上の事実を看過し、それらの意義を無視していることは明らかである。このような幾重もの過ちを犯して堀尾は「教育権」論を体系化したのである。

3-2 ヨーロッパ人権思想の信奉と誤解

「教育を受ける権利」が奇妙であることに気づかず、そのわが国の教育問題の根源の探究に堀尾は向かわなかった。堀尾はわが国の歴史に学ぶのではなく、ヨーロッパ人権思想を手がかりにする西洋思想への依存を次のように記している。

今日の日本の教育、とりわけ憲法=教育基本法体制を支えている教育原則と教育思想の究明であり、その思想の根幹となっている近代教育思想の本質と、その現代的有効性とその限界の究明にあった。したがってヨーロッパ教育への関心も、ヨーロッパ近代教育の理念と、その現実に果たした役割の分析を通して、近代および現代教育の思想史的問題構造を明らかにすることであり、そこに、わが国の憲法・教育基本法体制の思想と構造の解明の端緒を求めたといつてよい。(v-vi頁・《v-vi頁》)

このような前提の設定は、"education"は「教育」とした思い込み、「教育を受ける権利」と"the right to education"は同じとした信奉と表裏の関係にあることが分かる。

例えば、ルソーが『エミール』で"éducation negative"と記している事を一般に「消極教育」と訳しているが、これでは日本語として意味不明であろう。"éducation negative"は、元木が解説するように⁽²⁷⁾、それまでの"éducation"が貴族のものであるとして批判し、近代以降の農民や労働者の働く者のための"éducation"を意味して用いたと考えるべきであろう。そうでなければルソーが、徒弟になるのは「人間修業をしているのだ」と記している意味を理解出来ない。人権論が強まったヨーロッパの近代化を、"education"=「教育」として論じる堀尾の論は誤解のみを振りまく事になるのは必然である。

明治政府が「教育」に"education"を当てたことを闇雲に利用するのは教育の「思想史的問題構造を明らかにすること」にも「伝統的教育観」の払拭にもならず、むしろ明治教育の補強になるだけである。

堀尾は資料の利用が恣意的になり、肝心の資料を正しく紹介しない勝手読みがその思い込みを確固なものとして「教育権」論が組まれていくのである。「実験的試み」という言葉ではごまかせない問題である。

堀尾は『教育基本法をどう読むか』で「教育基本法改正の動向と解釈上の争点」との節で、次のように述べている⁽²⁸⁾。

たとえばヨーロッパ語で「教育を受ける権利」を表現すれば、英語では"Right to education"フランス語では"droit à l'education"ドイツ語では"Recht auf Erziehung"というのですが、それは「受ける」というふうに訳す必要はないのであり、いずれも「教育への権利」でいいのです。

「教育への権利」の解釈については後に3-7項で詳述するので、ここでは用語の問題に絞る。国民が法規を解釈することは易しくなく、堀尾のような解説書を信じる他はなからう。しかし、それが誤った解説なら問題は重大である。

まず、「教育を受ける権利」やヨーロッパ語を問題にするなら「世界人権宣言」の英文や「日本国憲法」の公式英訳を紹介しないのは公平ではなからう。

「日本国憲法」の「すべて国民は、…等しく教育を受ける権利を有する。」の政府公式英訳は"All people shall have the right to receive an equal education …"である。「受ける」が"receive"と明確に訳されている。

なお、「世界人権宣言」のそれは"Everyone has the right to education."である。「受ける」を表す用語は無い。「世界人権宣言」を最初にわが国に紹介した鈴木安蔵はそれを「教育に対する権利」と訳していた。その後、「教育を受ける権利」と紹介したのは日本政府であり、堀尾をはじめとした大半の研究者が政府訳を踏襲しているのである。

なお、「世界人権宣言」の"the right to education"に対応するドイツ語訳は"Recht auf Bildung"であるが、堀尾は"Recht auf Erziehung"としている。堀尾は"education"のドイツ語訳を"Erziehung"としたのは、"Erziehung"が「引き出す」という意味を内包しているため、ドイツ語訳を調べずに「教育」にもそのような意味を持たせたい、とする願望の現れであろう。つまり、"Bildung"の「積み上げる、形成する」という意味での「教育」を避けたい意図があったのだろう。

研究者の著述を読者は批判するよりも信じるであろう。このように問題は作られていくのである。

3-3 「教育を受ける権利」の祝詞化

堀尾は「宮沢俊義氏の基本的人権に関する近著においても、『教育を受ける権利』の画期的意義についてはほとんどふれられていない」(157頁・《169頁》)と批判した。また、『教育を受ける権利』の思想を正当に評価できず、その(「伝統的教育観」の意：田中)思想のもつ問題提起性そのものをとらえていない(161頁・《173頁》)と「教育を受ける権利」の意義を強調している。(注：__は1992年版のみ。)

そして、「教育を受ける権利」がソビエト憲法から始まり、「日本国憲法」に規定され、「世界人権宣言」にも規定されたとして、「教育を受ける権利」は「人類共通の思想的財産となった」(311頁)と礼賛した。この礼賛は批判を許さない錦の御旗となり、あるいは祝詞(のりと)となった。そして、その礼賛は結果的に研究の停滞をもたらす元凶となった。

3-4 「マルクス教育権論」の創作と推理

「教育を受ける権利」論への礼賛は、読者に誤解を生じさせるマルクスの言質とする創作と偽証により補強された。

堀尾はマルクスの考えとして次のように記している(39頁・《42頁》)。

マルクスも、当然のことながら、「教育が国民の権利」であり、「政府の義務」だと考えた⁽¹⁹⁾。

上の注記19(43頁・《46頁》)を見ると

(19) マルクス「臨時中央委員会代表に対する個々の問題についての指示」『マルクス・エンゲルス選集』第11巻、大月書店、160頁。

となっている。そこで、『マルクス・エンゲルス選集』第11巻⁽²⁹⁾を探查した。

ところが、『選集』の「指示」には堀尾が引用したマルクスの言葉だろうと思われる「教育が国民の権利」及び「政府の義務」は記されていない。奇妙な慣用句である「教育が国民の権利」等は堀尾の創作なのである。

『選集』の160頁は157頁から始まる「4 児童と少年(男女)の労働」の最後の5行と、「5 共同組合労働」が始まる頁であり、全く教育論はない。確かに159頁には「教育」の三つの種類を掲げ、最後から160頁にかけて「技術学校への出費は、一部分はその製品の販売によってまかなわれなければならない。」(注：この意味は今日では少なくなっているが職業訓練校が実施している受託実習を意味する。)と記されているが「権利」とは関係ない。

「義務」については158頁に「中流および上流階級が自分自身の児童に対する義務をおこたるとすれば、それは彼等の過失である。」としているが、意味が異なる。

ちなみに、堀尾が『選集』の「指示」のタイトルとして注に記した「対する」は、『選集』では「たいする」である。

さて、矢川徳光は堀尾論の前にマルクスの教育論を整理し、「Ⅲ 宣言と綱領的要求」の4番目に「第一インターナショナルの指示」を紹介している⁽³⁰⁾が、その原典は

マルクス『臨時中央委員会代表にたいする個々の問題についての指示』[選集第11巻 157-60ページ]

となっており、堀尾が記した参考文献と同じである。ただ、『論集』への転載は「指示」の全文ではなく「4 児童と少年(男女)の労働」の節タイトルを除いた本文のみである(69~72頁)。つまり、「第一インターナショナルへの指示」は矢川が抜粋転載した4節の本文に付けた仮称である。

その「指示」の「解説」で矢川は「そのような教育と生産との結合ということは、…『第一インターナショナルの指示』のなかで明確に定式化されており、…綱領的要求である。」と述べている(193頁)。

つまり、矢川は堀尾が利用した「指示」の意味として「教育の権利」や「政府の義務」については触れていない。

ただ、その前の68～69頁に「無償の教育」の項があり、「a」にエンゲルスの『共産主義の原理』の部分を、「b」に『共産党宣言』から引用し「すべての児童の国家による無料教育。」を転載している。

「共産党宣言」の発表は1848年であり、「指示」は1867年であるため、マルクスは既に「教育が国民の権利」だと考えていたと推測しても間違いではないかも知れないが、文献研究の論述としては疑問が大きい。その一つに、膨大なマルクスの著作の中から何故「指示」を選んだのかの疑問が生じるが、このことは以下の整理から推測できる。

堀尾は310頁に次のように記している。

同じ頃、マルクスは、「第一インターナショナルへの指示」のなかで、「児童と少年の権利」を守るのは「社会の義務」だとのべている⁽⁴⁾。

上の注(4)は矢川の『論集』の70頁のことである。ここで、上の「」の語句は矢川の『論集』からの引用であり、堀尾の考えではない。

しかしながら、マルクスは「第一インターナショナルへの指示」は書いていない。このことに気づかなかつたのは堀尾が『選集』を読んでいなかったからである。『選集』を読んで「第一インターナショナルへの指示」を使うのならその前に「矢川が名付けた」等の説明を付けたはずである。

また、マルクスの『選集』を読んでいれば、原典は先に利用した『選集』と同じ「指示」であるので、『論集』ではなく『選集』から引用するのではなかろうか。その場合、注記は堀尾の43頁・《46頁》の19と同じで、頁は158頁となる。

なお、堀尾が論述しているこの節は「教育を受ける権利をめぐる問題」の「教育を受ける権利の歴史」であるが、先の矢川の「解説」でも分かるように、上の引用箇所は教育論の文脈ではない。もっとも、教育も社会の義務の一環であると言えるが、研究としては二重の偽証をしていると言える。

さらに、187頁・《202頁》では次のように記している。

マルクスもまた、教育は国民の「権利」であり国家が教育の機会について配慮すべきことを主張している⁽⁸⁾。

(傍点：堀尾)

上の注(8)は矢川の『論集』の71頁としている。ところが、上のような文意は矢川の『論集』には無く、堀尾の創作(捏造)である。「権利」の言葉は70頁にあるが、「児童と少年の権利」である。矢川の論集もきちんと見ていないと言える。と言うより、これは正しく引用しない矢川の『論集』への冒涇である。

堀尾が「指示」を選んだのは、矢川の『論集』のみで推理したからだと言える。「教師になってすぐの頃、大学院で初期マルクスや疎外論をやった」⁽⁴¹⁾が、『選集』を見ずに推論

したために誤ったのである。偽証ではなく推理だったので。

また、マルクスが「指示」で強調していた“教育”論は「教育と労働との結合」であり、工業学校の設立だった。堀尾は「部分的引用」ではなく、マルクスの異なる論旨の箇所の用語を摘まみ食いで「教育権」論に利用したのだ。次項に記すが、堀尾の「教育権」論は労働問題・職業問題を忌避する思想がここにも見られる。

堀尾には原文を正しく紹介しない問題がある。堀尾の「教育権」論は読者を惑わす論述が混合している。いや、マルクスだけでなく、矢川が記したかのように読者に思わせるミスリード(「実験的」な「操作」)をしているのである。

何故にこのような創作、推理を堀尾はするのか。それは、「マルクス主義と近代の原理がどう関係するかという」ことは「マルクスを抜きに理念は考えられない」(「私の仕事」)ことの証明となるように読者に信じさせようと目論んだからではなかろうか。ソビエト憲法の前段としてマルクスに「端緒を求めた」「実験」だったのであろう。

ちなみに、堀尾が「教育を受ける権利」と言うソビエト憲法の原文の英語訳は「世界人権宣言」と同じ“the right to education”である。また、「日本国憲法」公式訳は先に紹介したように“receive”があった。堀尾の「実験」は「教育を受ける権利」がソビエト憲法にも有ったとして、民主的だと言うことを印象づける為ではなかろうか。マルクス論は革新的であると考える世論に合わせたのではなかろうか。

堀尾にとっては些事なことかも知れないが、戦後教育の基盤となっている「教育を受ける権利」の歴史的端緒の論述であり、ソビエト憲法及び「世界人権宣言」の誤解と併せ問題となる「実験的試み」であり「恣意的操作」である。

3-5 「教育権」論による職業教育訓練の忌避

堀尾は「日本国憲法」において第26条の「教育を受ける権利」が第25条の生存権を保障するために重要な人権だということを強調している(273頁)。このことは、堀尾が法学出身であるためにおそらく気付いた論理だと思われるが、法令では先に規定された条文が後の条文よりも優位な性格があるという順位を説明しているに過ぎないのである。

しかし、堀尾のこの論理により第27条の勤労権は無視され、「教育権」論が労働問題を軽視ないし無視することになる。わが国の教育界で「生きるための教育」は議論されるが、「働くための教育」が議論されない大きな一因と言える。

上の論理が、「日本国憲法」としては間違いでは無いとしても、「世界人権宣言」では逆になっており、そのことに触れないのは、全くの勝手読みだと言える。即ち、「世界人権宣言」では労働権は第23条に、“education”権は第26条に規定されている。堀尾は「人類共通の思想的財産」である「世界人権宣言」の思想と構造を無視しているのである。

このような人権に関する「日本国憲法」の不備は、マッカーサー草案が“education”の条文の後ろに労働権を規定したためである⁽³²⁾。その順序を守り教育と勤労の条文の順が現行憲法のようになった。

堀尾は「教育を受ける権利」が「教受権」を引き継いでいたことを無視して"the right to education"との関係を説いたが、「教育」と"education"には職業に関する概念の有無という差異を看過し、職業教育訓練が忌避される「教育権」論を体系化することになった。

そして先に記したようにマルクス論の創作と推理は、マルクスが主張していた「教育と労働との結合」であったことを全く紹介せずに、そのマルクスの文の中で用いていた言葉だけを抜き書きし、自分に都合の良い「教育権」論の構成に利用しているのである。これは「部分的引用」や「実験的試み」と言えず、今なら「改ざん」と言うのではなかろうか。

戦後の“民主的”観念としての立場は職業教育訓練に拒絶反応があり、同様に労働界も徒弟制度に反対する等、企業内教育に批判的であった。民主的研究者を自認していたはずの堀尾は、職業教育訓練に批判的立場を取るのが自然であった。職業教育訓練を批判しなくとも無視するのが同様な立場を示すことになった。このように、堀尾の「教育権」論が職業教育訓練を忌避するのは自然であった。

そして、“民主的”観念は高校全入運動を展開し、進学に有利な普通教育志向とも共鳴し、ますます職業教育訓練は忌避されることになった。

3-6 「職業選択の自由」と「学問の自由」の構造無視

新たな時代に向かい「戦争の放棄」の規定は「日本国憲法」が平和憲法としての要であったことは疑いない。そのため、平和を希求する戦後の日本人として「日本国憲法」を守る立場に立つことは民主的研究者として必須要件であった。

従って、堀尾による「日本国憲法」を守る立場からの「教育権」論の体系化は戦後の政治状況から言えば一理があった。「教育を受ける権利」を守ったことは政治的には正しかったかも知れないが、教育学としての論とは言えないことになる。何故なら「平和憲法案」と称される鈴木安蔵が起草した「教育」のない「憲法草案要綱」を無視しているからである⁽³³⁾。

国民主権の観点からの労働権と「教育を受ける権利」が十分に考察されなかったこと、国民の発達を支援すべき教育学としては「学問の自由」が保障された戦後は疑問が残る。何故なら堀尾の条文の順序の論理を応用すれば、「日本国憲法」第23条の「学問の自由」は第22条の「職業選択の自由」を保障する人権である、ということになるが、このことを堀尾は述べていない。この問題は、学問は職業選択のために考究すべきである、となるが、堀尾にはそのような論述は無い。このような第22条の無視は堀尾が人として重要な職業問題＝労働問題についての関心が無いためとも言える。

ちなみに、マッカーサー草案は"Academic freedom and choice of occupation are guaranteed."と両者を同列に並べた。

3-7 「教育への権利」への転進か？

ところが堀尾は『どう読むか』で『教育を受ける権利』という表現にも問題があると思っています。少なくともそれは『教育への権利』という表現の方がよい」と豹変する。し

かし、何が問題なのかの解説はない。「教育を受ける権利」が問題であれば分かり易く解説するのが研究者であろう。しかも、自からが体系化してきた「教育を受ける権利」の何が問題なのかを述べないのは研究者として疑いたい。

そして、3-2項に引用紹介したように、「教育への権利」と解すべきとしていることは、英語でいえば"receive"を削除し"to"のみにしたことになり、真逆の論理になる。まさにコペルニクス的転回である。"receive"を削除して"to"のみに変更すると主語と述語の立場は反転するはずである。その変化の解説がないということは、憲法を否定しないためのレトリックなのだろうか。「世界人権宣言」も同じであるとすれば、"to"の前に"recaeve"が入っても同じという意味になるが、そのような差異を同じだと英語で説明できるはずがない。

なお、これらの解説については、17年後に刊行した『いま、教育基本法を読む』⁽³⁴⁾においても基本的に同じ論旨で解説している。

そして、「さらに、憲法26条の教育を受ける権利の意義をどこまで深くとらえるかが重要です。」と記しているが、「教育を受ける権利」を深く捉えた結果が「教育への権利」になる、ということなのだろう。

『どう読むか』には「教育基本法」第3条（教育の機会均等）を解説する箇所、「教育への権利」に関して「この3条には、…やはりこれは憲法と一体である」と記していることは「教育を受ける権利」と一体であるとの意であろう。ちなみに、この「憲法と一体である」は『いま読む』でも表現の差異はあるが基本的に踏襲されている。すると、「教育への権利」は「教育を受ける権利」と一体である、となり、「教育への権利」とすることは「教育を受ける権利」を否定することではなさそうである。

そのため、「従って条文の解釈としても、『教育への権利』というふうに読むべきであるという主張をしているのです。」と説明しているが、何故に「読むべき」なのか理解出来ない解説となっている。

上の一連の解説は憲法第26条に関する堀尾の新たな解釈であり、「教育への権利」に転換したことを意味している。それも同じ研究者が前論を否定せずに唱えているという不思議な論である。どちらが正しいのだろうか。「教育を受ける権利」を否定すべき解説も無く、「教育への権利」にしなければならないという理由も明確でない。

堀尾は『どう読むか』第1節の最後に「誰が、何を『正しい認識』と判断するのか、この点にとくに注目しつづける必要があるのです。」と記している。堀尾の論についても同様に読者・国民が「正しい認識」をしなければならないが、以上の紹介のようにそれは困難であり、むしろ堀尾の論に疑問が増すのみである。

先ず、「教育への権利」は日本語として成り立つのだろうか。これは教育の定義に関わるが、『広辞苑』の定義「人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。」（第二版《1969年》から第五版《2007年》）までの共通定義を認めるのであれば国民の権利とし

ては成り立たないといえる。

「教育を受ける権利」についての論述の誤りを訂正したり、謝罪した記述は『どう読むか』にも『いま読む』にもない。ということは、堀尾自身は転進していないという認識なのであろう。このことは、「教育を受ける権利」の概念に類似した用語を次々に新造し、或いは転換した等の「教育への権利」を主張する論文の中でも「教育を受ける権利」を批判せずに使っていることに表れている。

なんとと言っても、『どう読むか』で「教育への権利」を主張した後に、『現代教育の思想と構造』を訂正しない同時代ライブラリー版を刊行して戻り、更に再度『いま読む』で「教育への権利」になるというように錯綜している。

そのため、堀尾が「教育への権利」を主張した後に編集している資料集⁽³⁵⁾では「世界人権宣言」の"the right to education"を「教育を受ける権利」と紹介しているが、この論理矛盾は必然である。また、同資料集の参考文献として、当該部分を「教育への権利」としている永井の条約集⁽³⁶⁾を上げているのも堀尾にとっては問題は無いのであろう。

以上のように、堀尾が『どう読むか』等と言う「教育への権利」は、基本的に「教育を受ける権利」を否定しない論理であり⁽³⁷⁾、自家撞着の論理である。「教育への権利」の主張は研究の発展でも「研究の完成」でもないと言える。

「豹変」とは本来「君子は過ちを認める」との意であるが、堀尾は君子ではなかった。豹変ではなかったのである。

4. 職業教育訓練忌避観の拡大再生産

旧「教育基本法」第7条の「勤労の場所における教育」について、教育刷新委員会は「技能者養成所…等の教育施設に…教育の機会均等の趣旨に基づき…単位制…を与える」と建議した(1948年)が文部省は拒絶した⁽³⁸⁾。文部省は教育を狭い学校教育に限定し、教刷委は為す術が無かった。

宮原誠一は「すべての教育は職業を目的とする教育」であると主張したが、下中彌三郎が設置した生産教育協会では徒弟制度に批判的な「計画書」を起草する限界があった。協会では徒弟制度に敬意を示す成瀬政男も出席したが、徒弟制度が評価されることはなかった⁽³⁹⁾。このことが示すように教育界では徒弟制への理解は広まらなかった。

そして、職業教育訓練への拒絶反応は堀尾の「教育権」論により教育学界と社会に定着した。

「教育を受ける権利」は労働界においても信奉された。例えば、「労働基準法」の検討過程で労働界は徒弟制度廃止を主張したが、公聴会で徒弟制度に反対する労働組合であっても6割以上の組合が何らかの教育活動の必要性や「教育を受ける権利」を主張した⁽⁴⁰⁾。それは、徒弟制度についての雇用機能と教育訓練機能を分離しない批判が戦前から伝承されたからであった。そのため戦後にも職業訓練忌避の観念が醸成され、職業教育訓練批判が定着している。

徒弟制度への評価は教科書に象徴的に表れている。わが国の高等学校の歴史教科書では徒弟制度を紹介していないか、封建的な制度とする批判的解説となっている。ここからは職

業教育訓練への尊重観は育たない。しかし、イギリスのテキストにおいては技術・スキルの伝承として徒弟制度の意義を解説しているという差異がある。しかも、イギリステキストの「親方は apprentices と呼ばれているすべての新しい新人に熟練の“art と秘法”を教えた。」を「親方は、手工業者の『技術と高い』を教えた」と誤訳・発行している⁽⁴¹⁾。

それは、濱口桂一郎が「…世界共通の政策課題として徒弟制がこれだけ取り上げられているのに、…日本の発言者としては出ていない」と紹介している⁽⁴²⁾ように、官僚の国際会議での思考停止となっており、わが国の孤立を現している。

以上のように、今日でも職業教育訓練への忌避観が拡大再生産され、わが国の社会に定着しているのである。

おわりに

一見精緻な堀尾の「教育権」論はソビエト憲法や「世界人権宣言」の規定も「教育を受ける権利」だとする誤解を前提とした論であるにもかかわらず、教育学界での批判を知らない⁽⁴³⁾。それは「実験的試み」で「許容されうる必要な操作」との理解なのだろう。あるいは、「教育権」論は平和憲法を守るという政治的立場と見なされ支持されているのだろう。堀尾は「政治家の発言」のように「教育」を賛美する言葉を次々に創作して「教育」の問題を探究せず、その美辞麗句とレトリックにより結局は国民に幻想を与えている。

問題は、堀尾の「教育権」論の裏面には職業教育訓練忌避観が同化していることである。そのため一人ひとりの国民の発達と能力の開発に関する論理が忌避されることになる。

それは、堀尾が「教育」を信奉しているために生じる。憲法や法律でも「教育」を無条件に用いているため、教育論は宙を舞っている。「教育」の成り立ちを看過して用いれば、為政者の論が主流になるのは当然である。「教育権」論は戦前と同じ「教育」を是認しているため、現代でも「教育勅語」が利用されるのと同じ土壌に成立していることが分かる。

今後、職業教育訓練への尊重観の醸成のためには国民一人ひとりが自立できる為の職業能力を修得することが権利であるという理論を構築することが重要である。

そのためには大田の反芻から再出発すべきである。また、永六輔の「まず『教育』にかわる言葉をつくるべき」⁽⁴⁴⁾との提言が極めて重要である。このために福沢が提言した「発育」に転換することも一案であるかも知れない。または永も提言している「学習」を用い、「学習支援」が良いかも知れない。国民の立場からは「学習する権利」である。その時、鈴木安蔵の非「教育」の労働権論が検討されるべきである⁽⁴⁵⁾。

最後に、本稿を纏めるに当たり、これまで多くの方々にご教示を頂いたことに御礼を申し上げます。

(注)

(1) 例えば木村力雄は『「学制」に関する一考察』、職業訓練大学校調査研究報告書第13号、昭和42年度の序論「我国において技能尊重の風潮は醸成しうるか」の冒頭で「学校教育の中から、職業教育訓練の側面が大きく欠落している」として研究課題を設定している。

- (2) ILOの「職業訓練に関する勧告」(1939年)、ユネスコの「技術・職業教育に関する条約」(1955年)の定義。この精神はその後の改正勧告・条約にも生きており、相互に尊重しあっている。
- (3) 小林順子編著『21世紀を展望するフランス教育改革』、東信堂、1997年。
- (4) 佐々木輝雄職業教育論集第一巻『技術教育の成立』、多摩出版、昭和61年。
- (5) 拙著『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006年。
- (6) 福沢諭吉「文明教育論」明治22年、山住正己『福沢諭吉教育論集』、岩波文庫、1991年、135頁。
- (7) 拙論「用語『普通教育』の生成と問題」、『職業能力開発総合大学校紀要』第39号B、2010年3月。
- (8) 本田由紀『教育の職業的意義』、ちくま新書、2009年。
- (9) 拙著『「職業教育」はなぜ根づかないのか』、明石書店、2013年。
- (10) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造—国民の教育権と教育の自由の確立のために—』、岩波書店、昭和46年。同、岩波書店同時代ライブラリー、1992年。以下、本文中の(頁・頁)は前が昭和46年版、後ろが1992年版である。ただし、「同時代ライブラリー版では第三部は省いた」(ix頁)とのことで、後ろの頁が無い箇所は第三部である。
- なお、「教育権」は“教育する権利”であり「教育を受ける権利」とは概念が異なるが、堀尾はこれらを区別せずに用いている。
- (11) 「世界人権宣言」は「労働権」に「すべて人は…失業への保護に対する権利を有する」と規定しており、ここには職業訓練に関する施策が含まれている。
- (12) 拙論「日本人の人権意識における職業訓練観」、『産業教育学研究』第30巻第2号、2000年7月。
- (13) 拙論「戦後における職業教育研究の欠落視点」、『日本の教育史学』第48集、2005年6月。
- (14) 拙論「労働・職業訓練・実習が人間の成長に果たす意義」、『教育学研究』第81巻第3号、2014年3月。
- (15) 大田堯「人間にとって教育とは」、『大田堯自撰集成1』、藤原書店、2013年11月。ただ、望ましい"Education"の日本語、教育の英訳は記されていない。
- (16) 「社説・富者の教育上の壓制」、労働運動資料委員会編・隅谷三喜男解題『労働新聞社：労働世界』、第9号、1898年4月1日。中央公論事業出版社、昭和35年、83頁。
- 署名は無いが、隅谷が「労働世界＝片山」(xi頁・xii頁)と記すように、編集長だった片山の執筆と考えられる。引用ではルビを総て削除した。以後、署名の無い記事は無記名とする。
- なお、『労働世界』の「授受権」論は木村力雄が「労働基準法における技能者養成規定の制定過程について」、『日本教育学会大会研究発表要項』32、1973年8月に紹介しているが、その意義については考察していない。
- (17) 「教育勅語」には「業ヲ習ヒ」があったが、「教育勅語」で実業教育が振興されることはなかった。
- (18) 「石川島造船場の徒弟組織」、前掲書16、第14号、1898年6月15日、第14号、137頁。
- (19) 幸徳伝次郎「貧民教育と小学教師の待遇と」、『日本之小学校教師』明治37年3月。
- (20) 下中彌三郎「学習権の主張」、『啓明』1920年2月号。
- (21) 例えば、『広辞苑』の戦前版である『辞苑』(博文館、昭和10年)と戦後の『広辞苑』における「教育」の“教える—受ける”という主体と客体の関係についての定義に大差はない。このような『広辞苑』の定義を『教育をどうする』岩波書店、1997年に寄稿した知識人は肯定こそすれ、否定するのはいない。
- (22) 拙著『働くための学習』、学文社、2007年。
- (23) 先ず、二宮尊徳の「勤勞」観が天皇への奉仕の観念になったのは「明治維新」による「廃仏毀釈」運動下であった。教育と勤勞とが密接なことは戦前の「勤勞即教育」の政策に見られる。戦後もたびたび「勤勞教育」が主張されるが、しかし「労働教育」は進まないのはこのような歴史があるからである。

- 森戸辰房は1946年7月30日の衆議院帝国憲法改正案小委員会で「日本主義の人は勤勞と云ふのは天皇に奉仕すると云ふ特別の意味があるので…勤勞と云ふのは勞資對立を意味するからいかぬと云ふ『イデオロギー』の上から勤勞と云ふ言葉を廢止しなければならぬ(と考えた)…寧ろ此の際勤勞と云ふ言葉に直した方が時勢に合ふ」と提案したが、政府は無視してそのまま規定された。
- (24) 拙論「日本的『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』09年新年号、2009年1月。
- (25) 拙論「迷走する『教育を受ける権利』論—『ブラック教育』の暴走を止められない」、『現代の理論』デジタル版第2号、2014年8月：<http://www.gendainoriron.jp/vol.02/rostrum/ro03.php>
- (26) 下中彌三郎の「授受権」論については注記で、『『国家主義の立場からの教育強制制度』の強化に過ぎないとして、反対したことは注目して良い。』(166頁・《179頁》)と意味づけている。しかし、「日本国憲法」の「教育を受ける権利」との関係を検討せずに終えている。
- (27) 元木健・田中萬年編『非「教育」の論理』、明石書店、2009年。
- (28) 堀尾輝久『教育基本法をどう読むか』、岩波ブックレットNo.48、1985年。以下、『どう読むか』と言う。
- (29) マルクス＝エンゲルス選集刊行会『マルクス・エンゲルス選集』第11巻、大月書店、1951年。以下、『選集』、マルクスの文書を「指示」と言う。
- (30) 矢川徳光編『マルクス＝エンゲルス教育論』青木文庫、1956年。以下、『論集』と言う。
- (31) 堀尾輝久「私の仕事」、東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第32号、2006年。
- (32) マッカーサー草案の問題は、よく言われるように、米国人は建国以来「自由権」を求めて来たので、ヨーロッパ的「人権」論とは思考様式が異なるためと推測される。なお、マッカーサー草案では“All men have the right to work”と規定されていた。
- (33) 堀尾も「憲法草案要綱」の天皇の象徴制論については論じているが、「教育」を忌避していたことについての論は知らない。
- (34) 堀尾輝久『いま、教育基本法を読む』、岩波書店、2002年。以下、『いま読む』と言う。
- (35) 堀尾輝久・河内桃子編『平和・人権・環境教育国際資料集』、青木書店、1998年。
- (36) 永井憲一監修『教育条約集』、三省堂、1987年。なお、「教育への権利」として紹介している資料集は本書のみである。
- (37) 堀尾輝久「人権としての教育と国民の教育権」、『日本の科学者』、2010年3月。
- (38) 佐々木輝雄職業教育論集第二巻『学校の職業教育』、多摩出版、昭和61年。
- (39) 拙論「1950年代における労働と教育をめぐる課題」、日本社会教育学会編『労働の場のエンパワメント』、2013年。
- (40) 木村力雄『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No.8、昭和48年度。
- (41) 拙論「徒弟制度再考—修業の意義と日本の教育観による忌避」、明治大学『経営論集』第66巻第1号、2019年3月。
- (42) 濱口桂一郎ブログ「EU労働法政策雑記帳」2014年4月12日。
- (43) 時澤啓「学習権思想の再解釈—堀尾輝久の法廷証言を中心に—」、中国四国教育学会『教育学研究紀要』第55巻、2009年もあるが、「教育権」論を否定していず堀尾論の延長と言えり。
- (44) 永六輔「教育は良くない」、前掲21『教育をどうする』。
- (45) 拙論「これからの人間形成の法体系」、日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』、東洋館出版社、2010年9月。

(参考文献)

- ・『下中彌三郎事典』、平凡社、昭和46年。
- ・大河内一男『幸徳秋水と片山潜』、講談社現代新書、1972年。
- ・細谷俊夫『技術教育概論』、東京大学出版会、1978年。
- ・田中萬年『「教育」という過ち』、批評社、2017年。